

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程実施細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(職員退職手当規程第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等)</p> <p>第3条 職員退職手当規程第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京農工大学職員就業規則第14条第1項第5号の規定する事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務を採ることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(職員退職手当規程第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等)</p> <p>第3条 職員退職手当規程第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京農工大学職員就業規則第14条第1項第5号の規定する事由 <u>又は国立大学法人東京農工大学職員配偶者同行休業規程第2条第3項の規定による配偶者同行休業</u>により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務を採ることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	

附 則(平成30年7月2日細則第23号)
この細則は、平成30年7月2日から施行する。